

2 支出簿

[illegible]

2 支出簿

[illegible]

備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- 2 この帳簿には、(一)立候補準備のために支出した費用 (二)選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて(又は各々分冊にして)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、立候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目には(一)人件費、(二)家屋費((イ)選挙事務所費、(ロ)集合会場費等)、(三)通信費、(四)交通費、(五)印刷費、(六)広告費、(七)文具費、(八)食料費、(九)休泊費、(十)雑費の費目を設けて費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは消費したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において、「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄に、その員数、金額、見積の根拠を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 選挙運動に係る公費負担対象支出(ポスターの作成)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 9 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。